平成２４年（フ）第７７号
兵庫県豊岡市中陰520番地の１　アメニティ豊岡Ⅱ206号、前住所兵庫県豊岡市高屋331番地の19
債務者　西村　克彦
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
山形市桧町４丁目８番13号
債務者　貝和　良平
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向田　　敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９２６号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番Ｂ36―107号
債務者　椎葉　弘三
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新谷　俊彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３０号
大阪市平野区瓜破５丁目２番31号　レオパレス21―201号、前住所大阪府藤井寺市小山１丁目１番20号
債務者　山元　　光
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　雨宮沙耶花
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９３１号
大阪府藤井寺市小山５丁目４番47号
債務者　山元　智恵（旧姓庄司）
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　雨宮沙耶花
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５５号
大阪府門真市向島町７番17号　シャルマンＹＴ103号
債務者　南　　勝行
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福井　　拓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６００６号
大阪市生野区生野東４丁目１番９―802号
債務者　焼肉丸善こと渡辺勝弘こと　呉　　勝弘
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飛岡恵美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０１９号
京都府木津川市兜台７丁目11番地11、住民票上の住所大阪市生野区巽南２丁目６番９号
債務者　永田　　勵
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　信幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０２７号
大阪府交野市倉治６丁目34番２号
債務者　米良電気こと　米良　　学
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒田　紘史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８０号
静岡県富士市厚原1541番地の１
債務者　井出　弘子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３４４号
北海道北斗市本町１丁目９番７号
債務者　平野　珠美
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３４６号
北海道茅部郡森町字森川町186番地21　ハルキアパートＢ棟１号室
債務者　坂下　正樹
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１号
岐阜県養老郡養老町高田260番地３
債務者　田中　綾女（旧姓南澤）
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
茨城県つくばみらい市西**椎**戸1924番地１（紫峰ヶ丘３丁目519街区５画地）メゾンドアヴェニールＤ203
債務者　飯岡　里美
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５８号
茨城県土浦市真鍋４丁目５番31号
債務者　塩澤　瑞貴
１　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４８２号
愛知県豊田市寿町４丁目55番地　グリーンハイムＡ104号
債務者　山本久美子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
高知県南国市片山1466番地１
債務者　河野由紀子
１　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
高知地方裁判所破産係